

第10号議案

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十四条第五項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条の規定により、幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 （略）</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十四条第六項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条の規定により、幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 （略）</p>

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十四条第五項</u>の規定により、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十四条（略）</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十四条第六項</u>の規定により、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十四条（略）</p>